

● 改正の趣旨

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設である「認定こども園」には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」という4つのタイプがあり、これらを認定する認定制度が平成18年度から導入されています。

平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園のうちの「幼保連携型認定こども園」について、これまでの認定から新たな認可となります。

今回の一部改正は、新たな認可となる幼保連携型認定こども園の基準等を新たに定めた大阪府認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(平成26年大阪府条例第175号)の制定を受け、その基準等の具体的な内容を示す「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」及び「大阪府認定こども園指導指針」について改正するものです。

なお、「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」については、平成26年8月1日から平成26年9月1日にかけて、条例の一部改正案とあわせて審査基準の一部改正案についてもご意見を募集しましたが、さらに改正を行う部分がありますので、改めて、ご意見を募集するものです。

● 「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」の一部改正について

本審査基準で一部改正する主なものは、次のとおりです。

タイプ	項目	条例における規定	大阪府審査基準改正案	大阪府現行審査基準	大阪府の考え方
すべての認定こども園	学級の編制	1学級の子ども(園児)の数は、満3歳以上満4歳未満の子ども(園児)については25人以下とし、満4歳以上の子ども(園児)については35人以下とする。 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子ども(園児)で編制する1学級の子ども(園児)の数は、35人以下とすることができる。	(1) 1学級の子ども(園児)の数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。 ア 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。 イ 年度当初の学級編成時から子ども(園児)の数が増えたことにより、少人数の学級編成が困難となった場合であること。 ウ 待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。 (2) (1)のア、イ又はウの規定にかかわらず、市町村が設置する認定こども園にあっては、教育及び保育を適切に行うことができると当該市町村長が認める場合には、1学級の子ども(園児)の数を35人以下とすることができる。	1学級の子どもの数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。 ア 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。 イ 年度当初の学級編成時から園児数が増えたことにより、少人数の学級編成が困難となった場合であること。	大阪府として待機児童の解消に積極的に取り組む必要があることから、従来の規定に加え、市町村が待機児童の解消に資すると認めた場合は35人以下とできるよう、新たに規定を設ける。

タイプ	項目	条例における規定	大阪府審査基準改正案	大阪府現行審査基準	大阪府の考え方
すべての認定こども園	子育て支援事業	認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条に掲げる事業のうち、3事業以上を選択し、実施し得るものであること。ただし、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められる事業が3事業に満たないと認められるときは、この限りでない。	待機児童の解消のため、幼稚園、保育所から認定こども園への移行を促進するという観点からの緩和を行うとともに、多くの幼稚園、保育所が認定こども園に移行した後にあって、地域における子育て支援について、地域の実情に応じて、各施設が強みとして持つ子育て支援のノウハウを活かした役割分担を図る観点から、地域における柔軟な子育て支援事業を展開できるようにするため、改正する。
幼稚園型・保育所型・地方裁量型の認定こども園	認定こども園の長	認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育ての支援を提供する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。	「管理及び運営を行う能力」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条第1項又は第13条第1項で規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格に該当するものとする。	認定こども園の長が有する「管理及び運営を行う能力」は、次のいずれにも該当するものとする。 ・幼稚園の園長、保育所の所長又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を認定申請時において満たす認可外保育施設の施設長として3年以上従事した実績があること。ただし、これらの施設の経営に3年以上従事した実績があり、かつ、当該施設の管理運営実務にも精通している等、認定こども園の管理及び運営を行う能力があると認められる場合は、この限りでない。 ・社会福祉法第36条第4項各号のいずれにも該当しないこと。 ・学校教育法第9条各号のいずれにも該当しないこと。	幼保連携型認定こども園の園長の資格が規定されたことに伴い、それと同様の資格を求めるものとする。 (参考) 幼保連携型認定こども園の園長の資格は、教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けており、及び、幼稚園の園長などの職に五年以上あることとする。

● 「大阪府認定こども園指導指針」の一部改正について

本指導指針で一部改正する主なものは、次のとおりです。

タイプ	項目	条例における規定	大阪府指導指針改正案	大阪府現行指導指針	大阪府の考え方
すべての認定こども園	学級の編制	<p>1学級の子ども(園児)の数は、満3歳以上満4歳未満の子ども(園児)については25人以下とし、満4歳以上の子ども(園児)については35人以下とする。</p> <p>前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子ども(園児)で編制する1学級の子ども(園児)の数は、35人以下とすることができる。</p>	<p>1学級の満3歳以上満4歳未満の子ども又は園児の数を35人以下と知事が認めるに当たっては、当該学級について、少なくとも2人の職員に担当させることを求める。</p>	規定なし	<p>改正前の条例において、同様の規定を設けていたが、改正後の条例において、3歳児については子ども20人に対し職員1人を配置すると規定されており、3歳児が20人を超える場合は職員が1人以上配置されることになるため、改正後の条例においては削除したものである。1学級における3歳児の子どもの数を35人とすることを「知事が認める場合」においては、改正前の条例における規定を引き継ぎ、引き続き教育の質の確保を図るため、新たに規定を設ける。</p>